

第7次宮城県地域医療計画（救急医療・災害医療のポイント）

全般事項（主なもの）

計画の趣旨

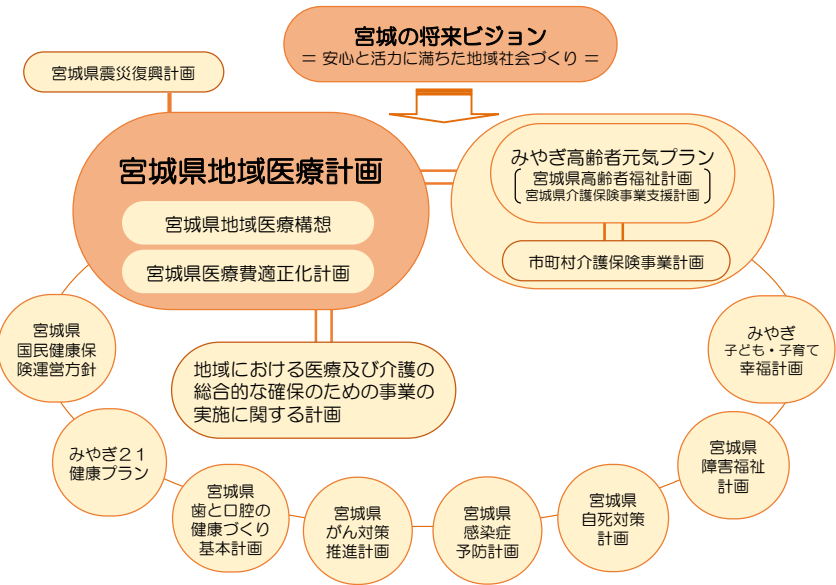
- 医療法第30条の4に基づき、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図ります。
 - 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき、医療費適正化を推進します。
- ⇒医療計画と医療費適正化計画を一体的に策定

基本理念

- 県民の医療に対する安心と信頼の確保
- 良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立

計画の位置付け

- 「宮城の将来ビジョン」に掲げられた政策推進の基本方針の1つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を実現するための計画です。



計画期間

- 平成30年度（2018年度）～2023年度【6年間】

第7次宮城県地域医療計画

6年間

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
進行管理 次年度への反映	進行管理 次年度への反映	進行管理 ・次年度への反映 ・居住等医療等 事項の調査・ 分析・評価等	進行管理 次年度への反映	進行管理 次年度への反映	調査・分析 ・評価 次期計画への 反映

医療圏

医療圏の設定

（1）一次医療圏

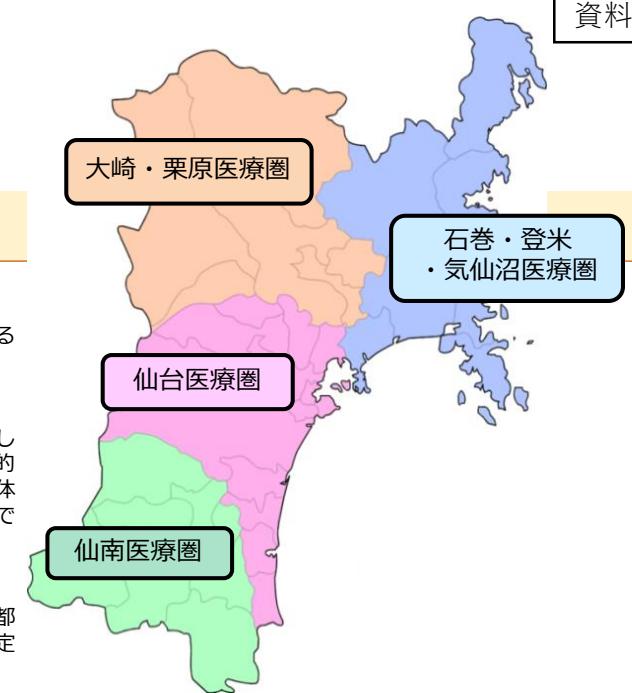
一般的な疾病、軽度の外傷等に対し、診療所等で外来診療を受けるための身近な医療を提供する医療圏。医療法では規定されていませんが、おおよそ市町村を単位として設定。

（2）二次医療圏

特殊な医療を除く一般的な入院医療サービスを提供する医療圏。複数の市町村を一つの単位として設定されており、医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）では、「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」と規定。

（3）三次医療圏

著しく重症な場合の検査や治療、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏。原則として都道府県を一つの単位として設定され、医療法施行規則では、「都道府県の区域を単位として設定すること。」と規定。



救急医療

【目指すべき方向性】

より質の高い救急医療を提供するため、地域の救急医療機関が連携し、全ての救急患者に対応できる救急医療体制の構築を目指し、以下に掲げる取組を進めます。

- 初期救急医療体制については、地域の救急医療資源の実情に応じた平日夜間及び休日の初期救急医療体制整備を支援し、また、かかりつけ医等による救急患者の受入れを促進します。
- 二次救急医療体制については、病院群輪番制の機能を強化し、後方病床の確保、医師が診療可能な領域の拡大を図ります。
- 三次救急医療体制については、救急科専門医を養成し、救急医療機関に配置するほか、救命救急センターの安定的運営の確保に努めます。
- 初期、二次及び三次の各救急医療の機能に応じた医療機関の役割分担の進展に努めます。
- ドクターヘリについては、基地病院及び消防機関等と連携しながら、安全かつ効果的な運用に取り組みます。
- 救急医療情報システムについて即時性のある情報提供体制を構築します。
- 県民に対して、救急医療機関の適正な利用の啓発を行います。

指 標	現 況	2023年度末	出 典
救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間	41.1分 (全国39.3分)	全国平均	「平成29年版 救急・救助の現況」（総務省消防庁）
搬送先選定困難事例構成割合（照会回数4回以上）〈重症以上傷病者〉	6.7% (全国2.7%)	全国平均	「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」（総務省消防庁）
搬送先選定困難事例構成割合（現場滞在時間30分以上）〈重症以上傷病者〉	10.9% (全国5.2%)	全国平均	「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」（総務省消防庁）
救急科専門医数（人口10万対）	2.8 (全国3.1)	全国平均	「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）
退院調整支援担当者数（病院）（人口10万対）	6.3 (全国7.8)	全国平均	「平成26年医療施設（静態・動態）調査」（厚生労働省）

災害医療

【目指すべき方向性】

- 医療関係機関と防災関係機関が連携し、大規模災害発生時に「防ぎ得る死」が発生しないよう、医療救護体制を構築します。
- 災害時における救急患者への医療支援に備え、災害拠点病院等の充実を図ります。
- 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実させるため、国の原子力災害対策指針改正に基づき、原子力災害医療体制を構築します。
- 円滑な医療救護活動と保健衛生活動が行えるよう体制の整備に取り組みます。

指 標	現 況	2023年度末	出 典
災害拠点病院における業務継続計画の策定率	13%	100%	「平成28年度災害拠点病院の現状調査」（平成28（2016）年4月1現在）（厚生労働省）
地域災害医療支部における訓練実施回数	3回	8回以上（全8支部で年1回以上実施）	平成29年度県保健福祉部調査
災害拠点病院における被災状況を想定した訓練実施回数	7回	16回以上（全拠点病院で年1回以上実施）	「平成28年度災害拠点病院の現状調査」（平成28（2016）年4月1現在）（厚生労働省）